

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

### 特定小型原動機付自転車

本年7月から、一定基準に該当する電動キックボード等を特定小型原動機付自転車として新たな交通ルールを適用する。運転免許は不要だが16歳未満の運転は禁止。

## ◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

5/15(月) 仏滅 沖縄本土復帰記念日、特別農業所得者の承認申請

16(火) 大安

17(水) 赤口

18(木) 先勝 国際親善デー、ゴルフ・全米プロ

19(金) 友引 G7サミット(先進7か国首脳会議) 広島

20(土) 仏滅 旧暦4月1日

21(日) 大安 小満、世界保健機関(WHO) 総会(スイス)

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
5/8(月)	28,950 ▼208	135.02 △2.57
9(火)	29,243 △293	134.80 △0.22
10(水)	29,122 ▼121	135.23 ▼0.43
11(木)	29,127 △5	134.54 △0.69
12(金)	29,388 △261	134.85 ▼0.31

## iDeCo(イデコ)の税制優遇と注意点

iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入者は年々増加しており、本年3月末時点で約290万人(前年比21.4%増)となっています。

### ◆掛金拠出・運用・受給時の3つの税制優遇

iDeCoは、加入者が掛金を拠出して運用を行い、公的年金(国民年金や厚生年金)に上乗せして給付を受け取ることができる私的年金制度です。

昨年の制度改正により加入可能年齢が拡大し、基本的に20歳以上65歳未満の公的年金の被保険者が加入できるようになったほか、企業型確定拠出年金の加入者もiDeCoに加入しやすくなりました。

iDeCoに加入する場合は、取扱金融機関(運営管理機関)を選び、自ら運用商品を決めて運用することになりますが、掛金の拠出時や運用時、受給時に次のような税制の優遇措置を受けられます。

◎掛金の拠出時……加入者によって掛金の拠出限度額は異なりますが、全額が所得控除の対象です。

◎運用時……運用益は非課税で再投資されます。

◎受給時……受給年齢(60歳以降)に到達し、年金で受給する場合は公的年金等控除、一時金で受給する場合は退職所得控除を受けることができます。

### ◆原則60歳になるまで資産の引き出しは不可

iDeCoは、上記のような税制優遇を受けられますが原則として60歳にならないと年金資産(拠出した掛金と運用益)を引き出すことができません。

また、60歳から年金資産を受給するには、60歳時点でiDeCoに加入していた期間等(確定拠出年金の通算加入者等期間)が10年以上であることが必要となり、10年に満たない場合には受給できる年齢が繰り下げられます。

■この記事の詳細は、情報BOX201518

## 早期の遺産分割を促す新たなルール

相続発生後に遺産分割がされずに長期間放置されるケースを解消するため、本年4月に施行された民法改正により、相続開始から10年経過後に行う遺産分割は、原則として特別受益(生前贈与など)や寄与分(療養看護など)を考慮した具体的相続分ではなく、法定相続分又は遺言による指定相続分によって画一的に行うこととされました。

これは施行前に開始した相続にも適用されますが、施行時点で既に相続開始から5年を超える期間が経過している場合は、5年間の猶予期間(令和10年3月まで)があります。

なお、10年経過後でも相続人全員が合意をすれば、具体的相続分による遺産分割は可能です。

## 4月1日時点の所有者に課される自動車税

毎年4月1日時点で自動車を所有している方には、自動車税種別割(軽自動車などの場合は軽自動車税種別割)の納税通知書が届きます(5月末が納期限)。これは4月1日時点の所有者の方に1年分が課される税金となります。

なお、自動車税種別割は年度の途中で新規登録又は抹消登録(廃車)した場合、月割により課税又は還付されますが、軽自動車税種別割には月割制度はないため、4月2日以降に軽自動車などを取得した場合、その年度分は課税されません。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## iDeCo（個人型確定拠出年金）の概要と注意点

## ◆ iDeCo の概要

年金には大きく分けると「公的年金」と「私的年金」の2種類があり、公的年金は日本に住む20歳以上のすべての方が加入を義務づけられている国民年金（基礎年金）があり、会社員や公務員などは国民年金に加えて厚生年金保険に加入する2階建ての制度になっています。

一方、私的年金は任意で加入する年金で、公的年金に上乗せして給付を受けるものです。この私的年金の一つが「個人型確定拠出年金（愛称：iDeCo）」で、加入者自身が拠出した掛金を積み立てて運用し、60歳以降に掛金とその運用益との合計額をもとに給付金を受けることができます。

## ◎ 加入対象者

iDeCoは基本的に20歳以上65歳未満の国民年金の被保険者であれば加入でき、具体的には、次に該当する方になります。

①第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、フリーランス、学生等）

※国民年金保険料の免除などを受けている方、農業者年金の被保険者の方を除く。

②第2号被保険者（会社員、公務員等）

※勤め先で加入している企業型確定拠出年金の事業主掛金が拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない方、マッチング拠出を導入している企業型確定拠出年金の加入者の方で企業型確定拠出年金でのマッチング拠出を選択した方を除く。

③第3号被保険者（②に扶養されている20歳以上60歳未満の専業主婦（夫）等）。

④国民年金の任意加入被保険者（60歳以上65歳未満で国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない方、20歳以上65歳未満の日本国籍を有する海外居住者で国民年金の保険料納付済期間が480月に達していない方）

## ◆ 3つの税制優遇

iDeCoの最大の特徴は、掛金の拠出時、運用時、受給時に税制優遇があることです。

## ◎ 掛金の拠出時

掛金は、加入資格区分（被保険者種別や企業年金の加入等）によって異なる拠出限度額の範囲内で月5,000円以上1,000円単位で設定でき、掛金の全額が所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象となります。

※課税所得がない方は、掛金の所得控除は受けられません。

## ◎ 運用時

通常、金融商品の運用益は課税（源泉分離課税 20.315%）対象となりますが、iDeCoの運用商品の運用益については、非課税で再投資されます。

## ◎ 受給時

iDeCoの年金資産（拠出した掛金とその運用益）は原則、60歳から受け取ることができます（受給開始時期は75歳になるまでの間で選べます）。受取方法は年金として定期的に受け取るか、一時金として一括で受け取るかを選択（金融機関によっては年金と一時金を併用可能）でき、年金として受け取る場合は「公的年金等控除」、一時金の場合は「退職所得控除」の対象となります。

## ◆ iDeCoに加入する際の主な注意点

## ◎ 60歳になるまでは原則として受給できません

- ・iDeCoでは60歳になるまで原則として年金資産を引き出すことができません。
- ・受給開始年齢は確定拠出年金の通算加入者等期間に応じて決まり、60歳から年金資産を受け取るには、60歳になるまでに通算加入者等期間が10年以上必要です。10年に満たない場合は受給可能となる年齢が繰り下げられます（8年以上10年未満：61歳、6年以上8年未満：62歳、4年以上6年未満：63歳、2年以上4年未満：64歳、1年以上2年未満：65歳）。
- ・60歳以上で初めてiDeCoに加入した方は、通算加入者等期間を有していなくても加入から5年を経過した日から受給できます。
- ・iDeCo加入者等が一定以上の障害状態になった場合や加入者等が死亡した場合は、60歳前でも障害給付金や死亡一時金を受給できます。

## ◎ 給付額は運用成績により変動します

- ・資産の運用は加入者自身の責任で行われ、将来、受け取れる額は運用成績により変動します。
- ・運用商品の中には、元本が確保されていないものもありますので、商品の特徴をよく理解したうえで運用商品を選ぶことが重要となります。